

# 読谷補助飛行場（大木地区）

返還跡地

## 返還跡地の概要等

### □ 概 要

面 積	約 17.8ha		■内訳	読谷村大木土地区画整理事業予定区域面積は 18.3ha。 (内訳は読谷村提供)
	国有地	0.9ha	5.0%	
	県有地	0.1ha	0.6%	
	市町村有地	0.3ha	1.7%	
	民有地	16.5ha	92.7%	
所 在 地	読谷村（字伊良皆、字大木、字楚辺）			
位置及び土地の形状	位置：沖縄本島中部、読谷村のほぼ中央、県道6号線沿い 土地の形状：ほぼ全域平坦（一部北側に崖地状の急傾斜地）			

### □ 沿 革

昭 19. 9. 1	●旧日本軍の「沖縄北飛行場」として建設。
昭 20. 4	●米軍占領により「読谷補助飛行場」として使用開始。
昭 47. 5. 15	●「読谷補助飛行場」と「中野サイト」を統合し、「読谷補助飛行場」として提供開始。
昭 51. 7. 8	●第 16 回日米安全保障協議委員会において、滑走路東側部分（約 101.5ha）の移設条件付き返還を合意。 ※移設措置とその実施に係る合意の成立後に返還。
昭 53. 4. 30	●第 16 回安保協了承の土地（滑走路の東側部分：約 101.2ha）を返還。
昭 53. 7. 27	●施設管理権が空軍から海軍へ移管。
昭 55. 10. 9	●施設管理権が海軍から海兵隊へ移管。
平 7. 6. 29	●日米合同委員会において、読谷村役場庁舎用地（約 3.1ha）の共同使用について合意。
平 8. 12. 2	●SACO 最終報告において、条件付きで平成 12 年度末までを目途に返還を合意。（約 191ha） ※返還条件：パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に返還。
平 11. 10. 21	●日米合同委員会において、在沖米陸軍特殊部隊によるパラシュート降下訓練のすべてを「伊江島補助飛行場」に移転、実施することで合意。
平 12. 9. 6	●SACO 返還条件の一つである楚辺通信所の移設について見通しが得られたため、駐留軍特措法に基づく裁決申請書を提出。
平 14. 10. 3	●日米合同委員会において、返還を合意。
平 18. 7. 31	●一部土地（約 138ha）を返還。
平 18. 12. 31	●全面返還。
平 21. 4. 6	●沖縄振興特別措置法第 101 条第 1 項に基づき、「特定振興駐留軍用地跡地」に指定。

## ■跡地利用に係る取組状況等

### □ 跡地利用方針・計画

●昭和 62 年度に「大木土地区画整理事業調査」により方針を決定。本地区は土地区画整理事業により基盤整備を実施。
--

### □ 事業段階

事業実施中	●平成 27 年 1 月 14 日に土地区画整理組合の設立が認可され、2 月 18 日に読谷村大木土地区画整理組合の設立総会を開催し、土地区画整理事業を実施中。
-------	--



市街化予想図



出典：読谷村大木土地区画整理事業 事業計画書（案）（平成 25 年度作成）